

前 山 地 区 計 画

香 美 市 役 所 建 設 課

注 意 事 項

- 1 この届出書は、当該行為に着手する日の30日前までに、建築確認申請書とともに香美市建設課へ提出してください。ただし、建築確認を要しない行為については、届出書のみになります。
- 2 この届出書には、次の図面を添付してください。

行為の種類	図面	縮尺	備 考
(1) 土地の区画 形質の変更	案内図	1/1,000以上	方位、道路及び目標となる地物を表示
	区域図	1/1,000以上	当該土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示
	設計図	1/100以上	平面図、断面図
(2) 工作物の建設	案内図	1/1,000以上	(1)に同じ
	配置図	1/100以上	敷地内における工作物等(かき、さく、門及び擁壁等)の位置を表示
	立面図	1/50以上	2面以上(各断面図共)
(3) 建築物等の形態 又は意匠の変更 (広告物の設置)	案内図	1/1,000以上	(1)に同じ
	配置図	1/100以上	敷地内における建築物等の位置を表示
	立面図	1/50以上	2面以上
(4) その他	参考となるべき事項を記載した図書		

【連絡先】(設計者等)

住 所

氏 名

連絡先

(Tel ,Fax)

計 画 書

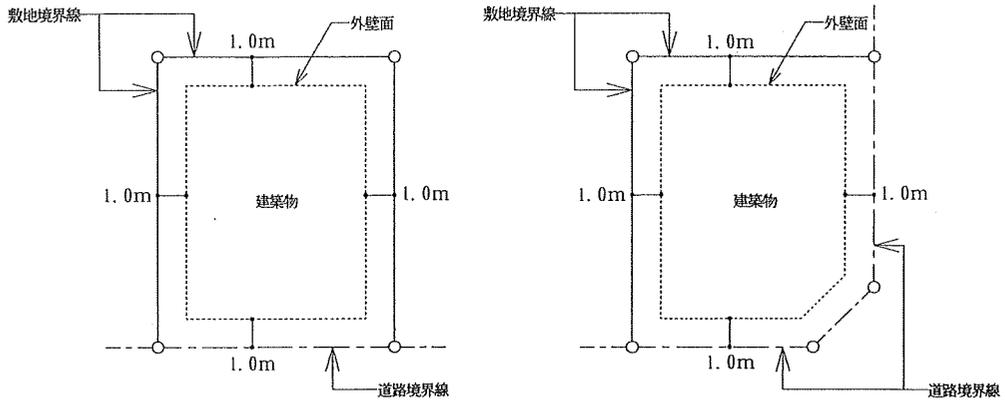
1 建築物に関する制限

建 築 物 に 関 す る 事 項	建築物の用途 の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 ①専用住宅(建築基準法別表第二(イ)項第1号に掲げる「住宅」をいう。) ②兼用住宅(建築基準法施行令第130条の3に規定する「住宅」をいう。)のうち、次のア、イ又はウに掲げる用途を兼ねるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以下のもの。 ア 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 イ 学習塾、花道教室、囲碁教室その他これらに類するもの。 ウ 事務所 ③下宿住宅、長屋住宅(住戸数3戸以上は除く) ④地区集会所 ⑤建築基準法別表第二(イ)項9号に掲げる公益上必要な建築物。
	建築物の敷地面積 の最低限度	150㎡
	建築物の壁面の 位置の制限	建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は次の各号に掲げるものを除き、1m以上でなければならない。ただし、法面を有する擁壁部については、敷地境界線までの距離は1m以上とし、且つ敷地境界線の擁壁上部外周線から0.5m以上とする。 次のいずれかに該当する場合は制限を除外する。ただし、イ項の隣接境界線については後退距離を0.5m以上とする。 イ 外壁または、これに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下。 ロ 軒の高さが2.3m以下で、且つ床面積の合計が5㎡以内の物置等。 ハ 地下式及び軒の高さが2.3m以下の自動車車庫

建 築 物 に 関 す る 事 項	垣又はさくの構造 の制限	<p>垣またはさくの構造は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 高さ1.5m以下の生け垣。</p> <p>イ 高さ1.2m以下の透視可能なフェンス。(金属さく、竹製さく)</p> <p>ウ 高さ0.4m以下のブロック塀、石積み等これらに類するもの。</p> <p>エ 上記ア～ウを併したもの。(イ、ウを併した場合の高さは1.2m以下)</p> <p>※幅合計3m以下の門柱及び門扉、車庫は制限を除外する。</p>
	形態又は意匠 の制限	<p>屋外広告物の表示面積(2個以上あるときは、その合計)は1㎡以内とする。</p>
	敷地地盤高の変更 及び擁壁法面の利 用の制限	<p>1 敷地地盤高は現況地盤面の高さを維持すること。 (ただし、車庫等の掘削については制限を除外する。)</p> <p>2 建築物及び工作物等は敷地境界の法面に突き出して設けないこと。 (ただし、軒・庇部分は除外する。)</p>

建築物の壁面位置

A 図

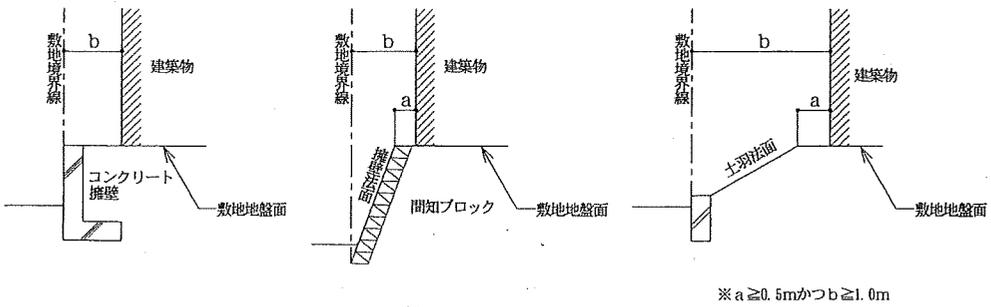


B 図

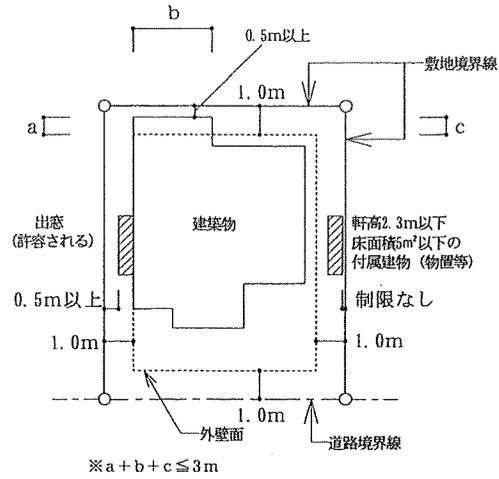
垂直擁壁の場合

傾斜擁壁の場合

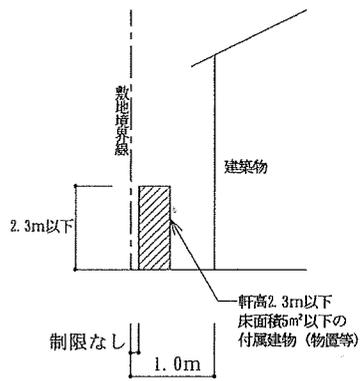
土羽法面の場合



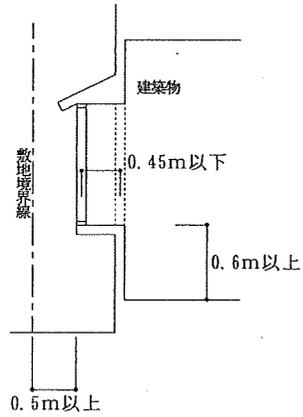
C 図



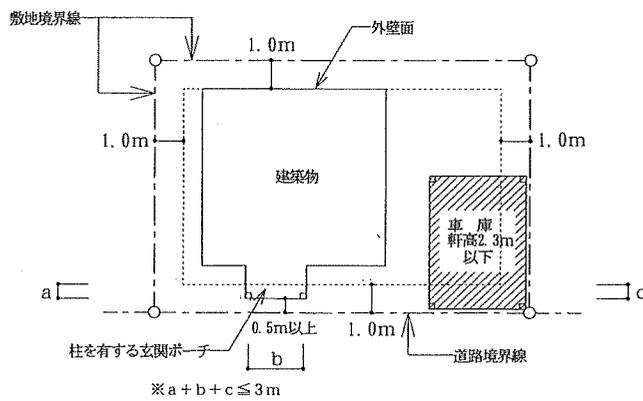
物置等の設置の場合



出窓を設ける場合

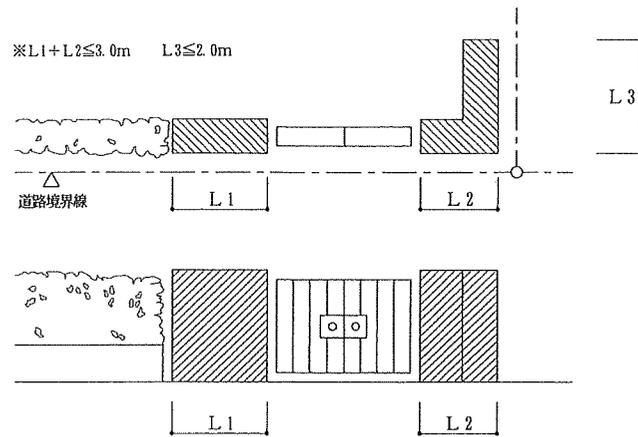


D 図

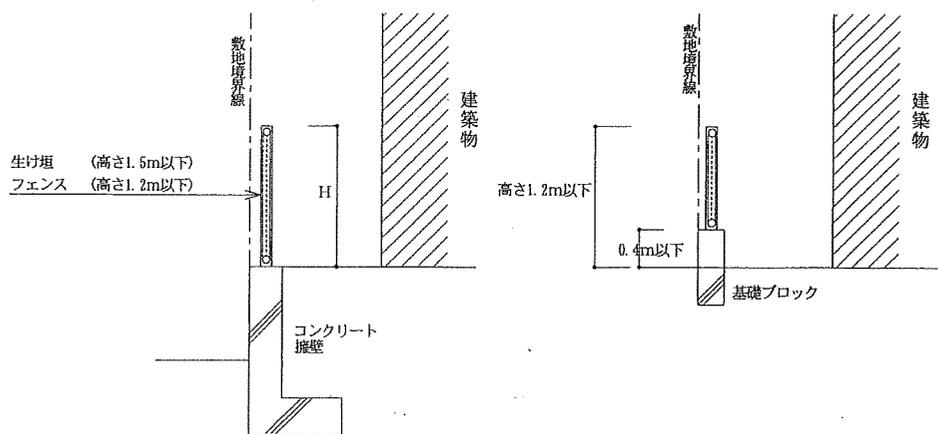


垣またはさくの構造

E 図

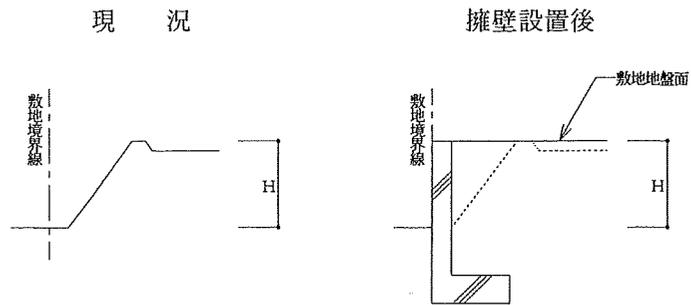


F 図



敷地地盤の変更

G図



擁壁法面の利用

H図

